

証券コード 5599
2024年6月10日
(電子提供措置の開始日) 2024年6月3日

株 主 各 位

東京都港区西新橋二丁目4番12号
西新橋P R - E X
S & J 株 式 会 社
代表取締役社長 三 輪 信 雄

第16回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第16回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://www.sandj.co.jp/ir/>

(上記ウェブサイトへアクセスいただき、メニューより「IR情報」「株式について」「株主総会」を順に選択いただき、ご確認ください。)



【株主総会資料 掲載ウェブサイト】

<https://d.sokai.jp/5599/teiji/>



【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

(上記の東証ウェブサイトへアクセスいただき、「銘柄名(会社名)」に「S & J」又は「コード」に当社証券コード「5599」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。)



なお、当日ご出席されない場合は、インターネット又は書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2024年6月24日（月曜日）午後6時30分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

【インターネットによる議決権行使の場合】

当社指定の議決権行使ウェブサイト (<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>) にアクセスしていただき、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内に従って、議案に対する賛否を上記の行使期限までにご入力ください。

インターネットによる議決権行使に際しましては、後記の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認くださいようお願い申し上げます。

【書面（郵送）による議決権行使の場合】

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

敬 具

記

1. 日 時 2024年6月25日(火曜日) 午前10時(受付開始 午前9時30分)
2. 場 所 東京都港区新橋一丁目12番9号
新橋プレイス 3階 AP新橋 Room A
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)
3. 目的事項
報告事項 第16期(2023年4月1日から2024年3月31日まで)事業報告及び計算書類報告の件
- 決議事項
第1号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)6名選任の件
第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

4. 招集にあたっての決定事項(議決権行使についてのご案内)

- (1) 書面(郵送)により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- (2) インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- (3) インターネットと書面(郵送)により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- (4) 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

以 上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。
- ◎書面交付請求をいただいた株主様には、電子提供措置事項を記載した書面をあわせてお送りいたしますが、当該書面は、法令及び当社定款第17条の規定に基づき、次に掲げる事項を除いております。
- ・計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」
- したがって、当該書面に記載している計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査等委員会が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。
- ◎株主総会にご出席の株主の皆さまへのお土産をご用意しておりません。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。
株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会にご出席される場合

議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2024年6月25日(火曜日)
午前10時(受付開始:午前9時30分)



インターネットで議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2024年6月24日(月曜日)
午後6時30分入力完了分まで



書面(郵送)で議決権を行使される場合

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2024年6月24日(月曜日)
午後6時30分到着分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書 株主番号 ○○○○○○ 議決権の数 XX 股

御中

××××年 ×月××日

1. _____

2. _____

3. _____

4. _____

スマートフォン用
議決権行使
ウェブサイト
ログインQRコード

見本

○○○○○○

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1、2号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

※議決権行使書用紙はイメージです。

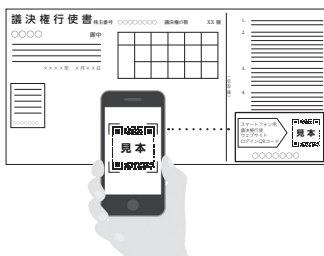
- ・インターネット及び書面(郵送)の両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- ・書面(郵送)により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

ログインQRコードを読み取る方法 「スマート行使」

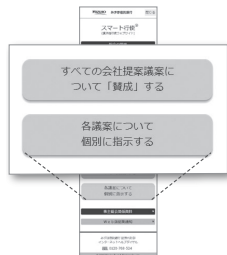
議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は**1回のみ**。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

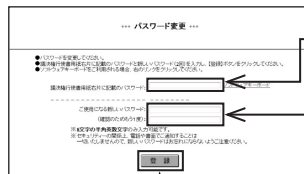
- 2 議決権行使書紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「次へ」をクリック

- 3 議決権行使書紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル

☎ 0120-768-524

(受付時間 年末年始を除く9:00～21:00)

事業報告

(2023年4月1日から
2024年3月31日まで)

1. 会社の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の分類移行により、社会経済活動の正常化が進展し、企業業績の改善による景気の回復が期待されるものの、地政学リスクの高まりや円安の定着による輸入物価の高騰に加え、労働力不足による人件費上昇などにより、景気の先行きは不透明な状況で推移いたしました。

当社の属する情報セキュリティ業界を取り巻く環境としては、サイバー攻撃が業界や業種、企業規模にかかわらず頻発しており、大企業のみならず中堅・中小規模の企業においてもランサムウェア被害が報告されています。このような状況により、情報セキュリティ対策の必要性や重要性が経営層においても認識されはじめていることから、情報セキュリティ関連のIT投資は幅広い業種・業界において増加傾向にあり、需要は比較的堅調に推移しております。

このような経営環境のもと、当事業年度の業績につきましては、監視サービス等の新規案件を着実に獲得したことに加え、セキュリティ評価やセキュリティインシデントへの対応等を実施いたしました。

この結果、当事業年度の売上高は1,610,754千円（前事業年度比25.7%増）、営業利益は348,971千円（同5.1%増）、経常利益は319,394千円（同0.7%減）、当期純利益は218,669千円（同3.9%増）となりました。

なお、当社は「サイバーセキュリティ事業」の単一セグメントであります。サービス区別の状況は、次のとおりであります。

(SOCサービス)

既存顧客への監視・運用サービスを継続して提供したことに加え、新規顧客に対するKeepEye等の新規案件の獲得により、SOCサービスの売上高は1,185,221千円（前事業年度比27.6%増）となりました。

(コンサルティングサービス)

セキュリティ評価案件の獲得やセキュリティインシデントへの対応により、コンサルティングサービスの売上高は425,532千円（前事業年度比20.7%増）となりました。

② 設備投資の状況

当事業年度中における設備投資の総額は11,524千円であります。その主な内訳は、パソコン等の備品の取得11,524千円（工具器具備品）であります。そのほか、本社オフィス移転に向けて、敷金及び保証金を新たに78,536千円差入れております。

③ 資金調達の状況

当社は、2023年12月15日の東京証券取引所グロース市場への株式上場にあたり実施した公募増資により新たに582,912千円、第三者割当増資（オーバーアロットメントによる売出しに関連した第三者割当増資）により新たに203,047千円の資金調達を行いました。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第13期 (2021年3月期)	第14期 (2022年3月期)	第15期 (2023年3月期)	第16期 (当事業年度) (2024年3月期)
売上高 (千円)	830,672	1,077,796	1,281,425	1,610,754
経常利益 (千円)	110,967	249,641	321,612	319,394
当期純利益 (千円)	127,972	223,587	210,523	218,669
1株当たり当期純利益 (円)	25.70	44.90	42.27	42.40
総資産 (千円)	601,592	992,354	1,545,457	2,461,243
純資産 (千円)	319,457	543,045	753,568	1,758,167
1株当たり純資産 (円)	64.15	109.05	151.32	312.44

- (注) 1. 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。ただし、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産は銭未満を四捨五入して表示しております。
2. 1株当たり当期純利益は、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号)を適用しております。
3. 1株当たり純資産は、期末発行済株式総数に基づいて算出しております。
4. 当社は、2023年6月26日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っておりますが、第13期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産を算定しております。
5. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第14期の期首から適用しており、第14期以降に係る各数値につきましては、当該会計基準適用後の数値となっております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

マクニカホールディングス株式会社及び株式会社マクニカは、当社の親会社でしたが、2023年12月15日付で当社が東京証券取引所グロース市場への株式上場に伴う公募による新株式の発行及び株主の株式売出しにより、親会社に該当しないこととなりました。

- ② 重要な子会社の状況
該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社が継続的に成長するためには、強固な経営基盤を構築することが必要不可欠であります。そのためには、以下について、対処すべき課題として取り組んでまいります。

- ① 優秀な人材の確保

当社が事業を拡大していくためには、高度なサイバーセキュリティ技術を有する優秀な人材の確保が重要な課題であると認識しております。このような人材の確保のため、採用活動の強化、社内における教育制度の充実等を進める方針であります。

- ② 営業力の強化

サイバーセキュリティを重要な経営課題とする企業の増加に伴い、サイバーセキュリティ対策に対するニーズは高まってきております。このようなニーズに適切に対応するため、営業力の強化が重要であると考えており、事業に精通した営業人員を増強してまいります。

- ③ システムの安定稼働

当社のサービスは、コンピュータシステムと通信ネットワーク（インターネットデータセンターを含む）を活用して行う場合が多いため、セキュリティレベルの高いシステム及びネットワーク環境の安定稼働、緊急時回復時間の短縮等の体制強化に努めてまいります。

- ④ 知名度の向上、ブランドの確立

当社の事業成長のためには、当社及び当社サービスの知名度を向上させ、サイバーセキュリティ業界における当社サービスをブランドとして確立させていくことが不可欠であると認識しております。セミナーや講演会の開催等を通じて知名度の向上を図るとともに、技術力を高めていくことによりブランドの確立を推進してまいります。

- ⑤ 内部管理体制の強化

事業環境の変化に対応して事業を拡大していくためには、内部管理体制の充実も重要な課題であると考えております。そのために、事業展開に応じた適切な人員配置、組織体制の整備を進めてまいります。

(5) 主要な事業内容 (2024年3月31日現在)

事業区分	区 分	事 業 内 容
サイバーセキュリティ事業	コンサルティングサービス	情報セキュリティ対策の策定・導入・運用支援サービス・サイバー攻撃緊急対応、セキュリティ診断及びログ解析サービス、その他
	SOCサービス	セキュリティイベント管理製品の構築・提供並びに運用監視・保守サービス

(6) 主要な営業所及び工場 (2024年3月31日現在)

本 社	東京都港区
-----	-------

(7) 従業員の状況 (2024年3月31日現在)

従 業 員 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平均勤続年数
60 (19) 名	13名増 (5名増)	41.0歳	2.8年

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（パート及び人材派遣会社からの派遣社員を含む。）は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。
2. 当社の事業セグメントは、サイバーセキュリティ事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載はしていません。

(8) 主要な借入先の状況 (2024年3月31日現在)

該当事項はありません。

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

当社は、2023年12月15日に、東京証券取引所グロース市場に上場いたしました。

2. 株式の状況 (2024年3月31日現在)

- | | |
|--------------|-------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 19,920,000株 |
| (2) 発行済株式の総数 | 5,627,200株 |
| (3) 株主数 | 2,936名 |
| (4) 大株主 | |

株主名	持株数	持株比率
株式会社マクニカ	2,100千株	37.32%
三輪信雄	970	17.24
株式会社BNP	600	10.66
石川剛	200	3.55
株式会社SBI証券	169	3.02
楽天証券株式会社	86	1.54
NORTHERN TRUST CO. (AVAC) RE IEDUCITS CLIENTS NON LENDING 15 PCT TREATY ACCOUNT	45	0.81
東海東京証券株式会社	43	0.78
神田隆生	39	0.70
岩崎泰次	39	0.69

- (注) 1. 持株数は、千株未満を切捨てて表示しております。
2. 持株比率は、小数第3位を四捨五入しております。
3. 持株比率は自己株式(23株)を控除して計算しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

該当事項はありません。

(6) その他株式に関する重要な事項

- 2023年6月26日付で普通株式1株を100株とする株式分割を行いました。これにより発行可能株式総数は17,920,000株増加して19,920,000株に、発行済株式の総数は4,930,200株増加して4,980,000株となりました。
- 2023年12月14日を払込期日とする公募増資及び2024年1月16日を払込期日とするオーバーアロットメントによる売出しに関連して行う第三者割当増資による新株式発行を行いました。これにより発行済株式の総数は647,200株増加して5,627,200株となりました。

3. 新株予約権等の状況

(1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

		第 3 回 新 株 予 約 権
発 行 決 議 日		2023年3月22日
新 株 予 約 権 の 数		2,550個
新株予約権の目的となる株式の種類と数 (注) 3		普通株式 255,000株 (新株予約権 1 個につき 100株)
新 株 予 約 権 の 払 込 金 額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 (注) 3		新株予約権 1 個当たり 40,000円 (1 株当たり 400円)
権 利 行 使 期 間		2025年3月25日から 2033年3月21日まで
行 使 の 条 件		(注) 2
役 員 状 況 保 有 状 況	取 締 役 (監 査 等 委 員 を 除 く)	新株予約権の数 2,550個 目的となる株式数 255,000株 保有者数 5名
	取 締 役 (監 査 等 委 員)	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一名

- (注) 1. 上記のうち、取締役 1 名が保有している新株予約権は、従業員として在籍中に付与されたものであります。
2. 新株予約権者は、権利行使時において、当社の役員または従業員たる資格を有することを要し、新株予約権者が死亡した場合は相続を認めないこととしております。ただし、取締役会の承認を得た場合には、この限りではないものとしております。
3. 2023年6月26日付で普通株式 1 株を100株とする株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」が調整されております。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

4. 会社役員 の 状況

(1) 取締役 の 状況 (2024年3月31日現在)

会社における地位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代 表 取 締 役 社 長	三 輪 信 雄	
取 締 役	石 川 剛	営 業 部 長
取 締 役	上 原 孝 之	コ ン サ ル テ ィ ン グ 事 業 部 長
取 締 役	経 田 洋 平	管 理 部 長
取 締 役	半 澤 幸 一	コ ア テ ク ノ ロ ジ ー 部 長
取 締 役	星 野 喬	株 式 会 社 マ ク ニ カ 社 員
取 締 役 (常 勤 監 査 等 委 員)	大 桃 健 一	株 式 会 社 N O V A R C A 非 常 勤 監 査 役
取 締 役 (監 査 等 委 員)	谷 井 亮 平	巖 商 事 株 式 会 社 社 員
取 締 役 (監 査 等 委 員)	林 孝 重	日 本 モ ー ゲ ー ジ サ ー ビ ス 株 式 会 社 取 締 役 ・ 監 査 等 委 員

- (注) 1. 2023年6月26日開催の第15回定時株主総会終結の時をもって、取締役高橋峻氏は任期満了により退任いたしました。
2. 取締役(常勤監査等委員)大桃健一氏、取締役(監査等委員)谷井亮平氏及び林孝重氏は社外取締役であります。
3. 取締役(常勤監査等委員)大桃健一氏は、長年にわたり数社の経理・財務・経営企画部門に在籍し、その業務に携わってきたことから、経理・財務・開示に関する相当程度の知見を有しております。
4. 取締役(監査等委員)谷井亮平氏は、長年にわたり税理士事務所に在籍し、会計・税務業務に携わってきたことから、会計・税務に関する相当程度の知見を有しております。
5. 取締役(監査等委員)林孝重氏は、長年にわたり上場企業等において経理、人事労務の責任者としての業務及び取締役、監査役として経営等に携わっていたことから、経理・人事労務に関する相当程度の知見を有しております。
6. 情報収集の充実を図り、内部監査部門等との十分な連携を通じて監査実効性を高め、監査・監督機能を強化するために、大桃健一氏を常勤の監査等委員として選定しております。
7. 社外取締役である取締役(常勤監査等委員)大桃健一氏、取締役(監査等委員)谷井亮平氏及び林孝重氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同証券取引所に届け出ております。
8. 2024年4月1日付で、取締役上原孝之氏の担当は、組織名称変更によりコンサルティング部長に異動しております。

(2) 責任限定契約の内容

当社は各取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）及び各監査等委員である取締役との間で、会社法第427条第1項及び定款の規定に基づき、損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

(3) 取締役の報酬等

イ. 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額			対象となる 役員の員数
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	68,161千円 (-)	68,161千円 (-)	-千円 (-)	-千円 (-)	5名 (0)
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	7,934 (7,934)	7,934 (7,934)	- (-)	- (-)	3 (3)
合 計 （うち社外役員）	76,095 (7,934)	76,095 (7,934)	- (-)	- (-)	8 (3)

- (注) 1. 合計欄は実際の支給人数を記載しております。
2. 上表は、無報酬の取締役2名を除いております。
3. 上記のほか、社外役員が親会社等又は親会社等の子会社等（当社を除く）から受けた役員としての報酬額はありません。
4. 基本報酬の額には、確定拠出年金の掛金も含めて記載しております。
5. 当社は、非金銭報酬等として取締役に対してストックオプションを付与しております。当該ストックオプションの内容及びその交付状況は、「3. 新株予約権等の状況」に記載のとおりです。

ロ. 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役（監査等委員を除く。以下「取締役」という。）の報酬限度額は、2022年6月27日開催の第14回定時株主総会において、年額100百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の対象となる取締役の員数は、7名であります。

また、監査等委員である取締役の報酬限度額は、2022年6月27日開催の第14回定時株主総会において、年額20百万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の対象となる監査等委員である取締役の員数は、3名であります。

なお、取締役（監査等委員を除く）に対して付与している非金銭報酬等としてのストックオプションにつきましては、上記金銭報酬とは別枠で、2023年3月22日開催の臨時株主総会において、割当日における新株予約権1個当たりの公正価額に、割当日において存在する取締役（監査等委員を除く）に割り当てる新株予約権の総数（2,700個を上限）を乗じた額以内として決議しております。当該臨時株主総会終結時点の対象取締役（監査等委員を除く）の員数は、5名であります。

ハ. 取締役の報酬等の決定方針

当社は2022年7月27日の定例取締役会において、取締役の報酬等の決定方針を決議しております。

また、取締役会は、個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が上記決定方針と整合していることを確認しており、当期の取締役の個人別の報酬等の内容が、上記決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の報酬等の決定方針の内容の概要は、以下のとおりであります。

1. 取締役の個人別の報酬等の体系及び各報酬の割合の決定に関する方針

当社の取締役報酬は固定報酬及び非金銭報酬等で構成される。

2. 取締役の個人別の固定報酬の額又は算定方法の決定に関する方針（当該報酬を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

当社の固定報酬は役位、職責、在任年数、当社の業績及び業績寄与度等を総合的に考慮し、取締役会の委任により報酬委員会にて決定し、毎月定額を支給する。

3. 取締役の個人別の非金銭報酬等の内容及び額若しくは数又はその算定方法の決定に関する方針（当該報酬を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

当社の非金銭報酬等については、中長期的な企業価値向上に向けたインセンティブ付与を目的として、ストックオプションを付与する。具体的な内容及び支給時期等は、取締役会の委任により報酬委員会にて決定し、必要な手続きを実施する。

4. 固定報酬の額及び非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額の割合の決定に関する方針

当社の取締役報酬の種類別の割合については、各取締役の役位、職責、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業の報酬水準を踏まえ、報酬委員会にて決定する。

5. 報酬等の内容の決定について取締役その他の第三者への委任に関する事項

当社の報酬委員会規程に基づき、過半数を社外取締役である委員3名以上で構成される報酬委員会を設置し、取締役への個人別の報酬額の決定等に関する事項を委任する。

二. 取締役会から委任を受けた取締役による個人別の報酬等の内容の決定に関する事項

報酬委員会は、取締役大桃健一、林孝重（いずれも社外取締役）及び代表取締役三輪信雄の3名で構成され、各社外取締役の地位及び担当は、「4. 会社役員の状況（1）取締役の状況」に記載のとおりであります。各役員に対するインセンティブやガバナンスに対する効果等を踏まえ、任意の報酬委員会を設置することにより、透明性の高いプロセスに基づく報酬の決定方法とする目的から、取締役会は報酬委員会に対し、「取締役の報酬等に関する基準及び方針に関する事項」、「取締役の個別報酬額の決定に関する事項」及び「取締役の報酬限度額（株主総会決議事項）に関する事項」等について決定する権限を委任しております。

当社は、報酬委員会の権限が適切に行使されるよう、管理部による適切な情報提供及び事務手続のフォロー等の措置を講じております。

(4) 社外役員に関する事項

① 社外役員以外の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

地位	氏名	重要な兼職の状況	当社との関係
取締役 (常勤監査等委員)	大 桃 健 一	株式会社NOVARCA 非常勤監査役	当社と株式会社NOVARCAの間には、取引関係はありません。
取締役 (監査等委員)	谷 井 亮 平	巖商事株式会社 社員	当社と巖商事株式会社の間には、取引関係はありません。
取締役 (監査等委員)	林 孝 重	日本モーゲージサービス 株式会社 取締役・監査等委員	当社と日本モーゲージサービス株式会社の間には、取引関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

	出席状況及び発言状況並びに社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 (常勤監査等委員) 大 桃 健 一	<p>当事業年度に開催された取締役会20回の全て、監査等委員会13回の全てに出席いたしました。</p> <p>取締役会において、長年の上場企業等での経理・財務・監査・開示・予実管理等に関する経験・知見に基づき、意思決定の適正性・法令適合性及び妥当性等を確保するための発言を行っております。</p> <p>監査等委員会においても、経理システム、内部統制、内部監査、IT監査等につき適宜必要な発言を行い、監査意見の集約等に努め、また、監査等委員として監査調書の作成その他の中心となって活動しており、適切に役割を果たしております。</p>
取締役 (監査等委員) 谷 井 亮 平	<p>当事業年度に開催された取締役会20回の全て、監査等委員会13回の全てに出席いたしました。</p> <p>取締役会において、長年の税理士事務所での税務・会計等に関する経験・知見に基づき、意思決定の適正性・法令適合性等を確保するための発言を行い、また、監査等委員会においても、経験・知見に基づき適宜必要な発言を行っており、適切に役割を果たしております。</p>
取締役 (監査等委員) 林 孝 重	<p>当事業年度に開催された取締役会20回の全て、監査等委員会13回の全てに出席いたしました。</p> <p>取締役会において、長年のIT関連上場企業での経理・人事部門の責任者及び取締役・監査役としての豊富な経験と高い見識から、意思決定の適正性・法令適合性及び妥当性等を確保するための発言を行い、また、監査等委員会においても、経験・知見に基づき適宜必要な発言を行っており、適切に役割を果たしております。</p>

5. 会計監査人の状況

(1) 名称 仰星監査法人

(2) 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	15,840千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	17,820

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

当社は、仰星監査法人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外に、新規上場に係るコンフォートレター作成業務についての対価を支払っております。

(4) 責任限定契約の内容の概要

当社は会計監査人との間で、会社法第427条第1項及び定款の規定に基づき、損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

(5) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (a) 定例取締役会は、原則として毎月1回定期的に開催し、経営の基本方針、法定事項及びその他経営に関する重要事項を決定します。なお、重要案件が生じた場合には、必要に応じて臨時取締役会を開催します。
 - (b) 取締役社長は、取締役会から委任された会社の業務執行の決定を行うとともに、当該決定及び取締役会決議に従い、会社を代表し、会社の業務を総轄管理します。
 - (c) 取締役会が取締役の職務執行を監督するため、各取締役は会社の業務執行状況を取締役会に報告するとともに、他の取締役の職務執行を相互に監視・監督します。
 - (d) 取締役の業務執行状況は、監査基準及び監査計画に基づき監査等委員会の監査を受けま
 - す。
 - (e) 役員及び従業員（派遣社員、業務請負会社の従業員等を含み、役員と合せて「役職員等」といいます。）がとるべき行動規範を定め、併せて役職員等から組織的又は個人的な法令違反行為等に関する相談又は通報を受ける内部通報相談窓口を設けます。

- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る重要な意思決定は、取締役会及び稟議書等での審議、決裁によって行われ、その議事録、稟議書及びその他の文書については、社内規程に基づき所定期間保存し、取締役（監査等委員である取締役を含む）、会計監査人等が閲覧、謄写可能な状態で管理します。

- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (a) リスクの防止及び会社損失の最小化を図ることを目的として「リスク管理規程」を定め、全役職員は業務遂行に当たり、法令・定款及びリスク管理規程等に定めるルールを遵守します。
 - (b) 内部統制に関するリスク分析を行い、会社経営上重大なリスクについては、取締役会に諮り、その対応を検討、実施します。
 - (c) 個人情報の保護、情報セキュリティに関しては、基本方針や社内規程を定め、それらについての社員教育に努めます。

- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- (a) 必要が生じた場合には速やかに、定款及び取締役会規程の定めに従い、臨時取締役会、取締役が遠隔地にいる場合に相手の状態を相互に確認しながら通話することによる電話会議あるいはテレビ会議、取締役全員が書面又は電磁的方法により同意の意思表示をしたときの書面取締役会を随時に開催します。
 - (b) 必要が生じた場合には速やかに、監査等委員会規則の定めに従い、臨時監査等委員会を随時に開催します。
- ⑤ 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- (a) 社内規程の一つである「コンプライアンス規程」の中に「コンプライアンス基本方針」を定め、それに定めるコンプライアンス行動規範（関連法令の遵守、インサイダー取引の禁止、知的財産の保護、反社会的勢力の排除、内部通報者の保護等）を尊重する企業風土の醸成をもって健全な業務運営を行います。
 - (b) 「内部監査規程」に基づき、会社内部の業務遂行や法令・諸規程の遵守状況の監査を行うなど、内部管理体制等の適切性・有効性を検証し、必要に応じ改善実施を求めることにより、会社業務の健全かつ適切な運営の確保を図ります。
 - (c) 組織的又は個人的な法令違反行為等に関する、役職員等からの相談又は通報に適正に対応するための相談通報窓口を職制上のルートとは別に外部の委託機関とすることにより、通報者の心理的不安を軽減し、不正行為等の早期の発見と是正を図る体制を整えます。
 - (d) 前号の通報に関連する個人情報等の内容は秘匿し、通報したことを理由として通報者が不利益な取扱いを受けることや職場環境が悪化することのないよう、適切な措置をとります。
- ⑥ 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、及び監査等委員会の指示の実効性の確保に関する事項
- (a) 監査等委員会が必要とした場合には、監査等委員会の職務を補助する使用人を置くものとします。
 - (b) 当社の取締役及び使用人は、前号の使用人の求めに応じて、会社の業務執行状況等を当該使用人に報告します。

- ⑦ 上記⑥の使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項
監査等委員会の職務を補助すべき使用人として指名された者があり、当該使用人が監査等委員会の職務を補助する業務を遂行する場合には、当該使用人の人事異動、考課、指揮命令等については、監査等委員会の意見を尊重した上で行うものとし、当該使用人の独立性を確保します。
- ⑧ 取締役及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制、及び当該報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- (a) 当社の取締役及び使用人は、会社の業績に重大な影響を及ぼすおそれがある事項、あるいは会社に著しい損害を及ぼすおそれがある事項を発見したときには、直ちに監査等委員会に報告します。
 - (b) 当社の取締役及び使用人は、監査等委員会の求めに応じて、会社の業務執行状況を監査等委員会に報告します。
 - (c) 監査等委員会への報告あるいは協力した取締役あるいは使用人が、当該報告あるいは協力したことにより不利益を受けないように取り計らいます。
- ⑨ その他、監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- (a) 取締役である監査等委員は、取締役会その他重要な会議に出席し、経営全般又は個別案件に関する意見を述べます。
 - (b) 法令・定款の定めに基づき、取締役である監査等委員は取締役会での議決権行使を行い、監査等委員会が指定した監査等委員は株主総会で必要な意見陳述を行います。
 - (c) 監査等委員会は、取締役社長その他の業務執行取締役（管理部担当取締役を含む）及び会計監査人と定期的及び随時に面談や意見交換を行い、また必要に応じ内部統制・内部監査担当者、法務担当者、経理担当者等と連携を図ります。
 - (d) 当社は、監査等委員会又は取締役である監査等委員の求めに応じ、その職務の執行について生じる費用の前払又は償還並びに債務の処理を行います。
 - (e) 監査等委員会は、取締役の職務の執行を監査・監督することにより、当社の健全で持続的な成長を確保し、社会的信頼に応える良質な企業統治体制を確立することを職責としています。当該職責を遂行するため、監査等委員会決議により「監査等委員会規則」を定め、各監査等委員の権限の行使を妨げることなく、監査・監督に関する重要な事項について監査等委員相互で報告を受け、協議又は決議すること等により、監査等委員会による監査が実効的なものとなるようにします。

(f) 監査等委員である取締役で構成される監査等委員会は、監査等委員会規則に則り、原則として毎月1回開催し、法令・定款に定める事項を決定し、監査等委員会で審議・決定した監査基準、監査方針、監査計画、職務分担に従い、取締役の職務執行の監査等を行い、監査報告を作成します。

⑩ 財務報告の信頼性を確保するための体制

財務報告の信頼性を確保するため、財務報告に係る内部統制が有効に行われる体制を構築し、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し、不備があれば必要な是正を行います。

⑪ 反社会勢力の排除に向けた体制

(a) 当社では、「反社会的勢力排除規程」及び「コンプライアンス行動規範」で定めるとおり、反社会的勢力に対しては全社を挙げて毅然とした態度で臨み、いかなる名目の利益供与も行わず、反社会的勢力との関わりを一切持たないこととしています。

(b) 当社は、反社会的勢力との取引を新規に発生させないように可能な限り未然防止策を講じ、既存取引先については定期的な調査により反社会的勢力と関係があることが判明した場合には可能な限り速やかに関係を解消するなどの対応策を講じます。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

上記に掲げた業務の適正を確保するための基本方針に基づき、企業としての業務の適正を確保するための体制整備とその適切な運用に努めるため、以下の具体的取り組みを行っております。

- (a) 取締役会は、「取締役会規程」に基づき、決議事項、報告事項等の意思決定ルールを明確化しております。当事業年度（2023年4月～2024年3月）において取締役会は20回（定例12回、臨時8回）開催され、各議案についての審議及び決定、業務執行の状況等の監督等を行い、活発な意見交換がなされており、意思決定の迅速化及び監督の実効性は確保されております。
- (b) 損失の危険の管理については、特にISO27001（ISMS）継続審査による外部評価、モニタリングを実施しております。さらに、内部監査につきましても、業務監査実施項目及び実施方法を検討したうえで実施しております。
- (c) 監査等委員による監査については、いずれも社外取締役である監査等委員3名で監査等委員会を構成し、同委員会において監査等委員会規則、監査等委員会監査等基準、監査計画等を決定し、監査を実施し、実効性を高めております。また、監査等委員は、取締役社長及び各業務執行取締役、監査法人、並びに内部監査担当者と必要に応じて会合し、コンプライアンスや内部統制の整備状況等について意見交換を行っております。
- (d) 財務報告の信頼性を確保するため、財務報告に係る内部統制が有効に行われる体制の構築とその仕組みが適正に機能していることについて、取締役社長指示の下で内部監査担当者が内部監査を実施したうえで、不備があれば必要な是正措置を講じることにより、整備と運用の改善を図ることを進めてまいります。
- (e) 反社会的勢力を排除するため、「反社会的勢力排除規程」及び「コンプライアンス行動規範」で定めるところの『反社会的勢力に対しては全社を挙げて毅然とした態度で臨み、いかなる名目の利益供与も行わず、反社会的勢力との関わりを一切持たないこと』を社内教育等で徹底しております。また、反社会的勢力排除に関して外部機関と連携し、指導を受けるとともに情報収集を図っております。

7. 会社の支配に関する基本方針

当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めておりません。

8. 剰余金の配当等の決定に関する方針

株主への利益還元については、重要な経営課題と認識しており、将来的には経営成績及び財政状態を勘案しつつ、剰余金の分配を検討する所存ではありますが、当面は、事業活動の継続的かつ計画的な実施に備えた資金の確保を優先し、配当は行わない方針であります。

貸借対照表

(2024年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	2,345,762	流 動 負 債	703,076
現金及び預金	2,119,879	買掛金	5,880
売掛金	154,948	未払金	44,287
仕掛品	4,171	未払費用	14,387
前渡金	30,502	未払法人税等	49,170
前払費用	35,990	未払消費税等	28,746
その他	269	契約負債	548,088
		預り金	12,517
固 定 資 産	115,481	負 債 合 計	703,076
有 形 固 定 資 産	23,265	(純 資 産 の 部)	
建物附属設備	5,934	株 主 資 本	1,758,167
工具器具備品	17,330	資本金	441,629
投資その他の資産	92,216	資本剰余金	580,479
出資金	10	資本準備金	580,479
繰延税金資産	4,450	利益剰余金	736,088
敷金及び保証金	87,756	その他利益剰余金	736,088
		繰越利益剰余金	736,088
		自 己 株 式	△30
資 産 合 計	2,461,243	純 資 産 合 計	1,758,167
		負 債 純 資 産 合 計	2,461,243

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2023年4月1日から
2024年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	1,610,754
売上原価	829,030
売上総利益	781,724
販売費及び一般管理費	432,752
営業利益	348,971
営業外収益	
受取利息	14
雑収入	1,247
営業外費用	
上場関連費用	20,778
株式交付費	10,060
経常利益	319,394
税引前当期純利益	319,394
法人税、住民税及び事業税	94,496
法人税等調整額	6,227
当期純利益	218,669

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年5月14日

S & J 株式会社
取締役会 御中

仰星監査法人

東京事務所

指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公 認 会 計 士	南	成 人
指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公 認 会 計 士	岩 淵	誠

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、S&J株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第16期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第16期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。
- ②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2.監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年5月14日

S & J 株式会社 監査等委員会
常勤監査等委員 大 桃 健 一 ㊟
監査等委員 谷 井 亮 平 ㊟
監査等委員 林 孝 重 ㊟

(注) 常勤監査等委員 大桃健一、監査等委員 谷井亮平及び林孝重は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（6名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役6名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会は、全ての取締役候補者について適任であると判断しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当社の株式数
1	み わ のぶ お 三 輪 信 雄 (1961年10月28日)	1985年4月 住友ゴム工業株式会社入社 1990年3月 株式会社ラック入社 2003年9月 同社代表取締役社長 2007年7月 株式会社クマノミプランニング設立 代表取締役社長 2008年11月 S & Jコンサルティング株式会社(現当社) 設立 代表取締役社長 (現任) 2013年9月 ファイア・アイ株式会社 (米国FireEye社日本法人) 最高技術責任者 2017年4月 総務省最高情報セキュリティアドバイザー (現任) 2021年9月 総務省地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドラインの改定等に係る検討会構成員 (現任)	1,570,000株
<p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>三輪信雄氏を取締役候補者とした理由は、当社の創業者であり、当社経営、技術、对外発信等の中心として企業価値の向上に努めてきたことから、取締役候補者といたしました。取締役再任後は引き続き代表取締役社長としての職務を担う予定であります。</p>			

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当社の株式数
2	い し か わ ご う 石 川 剛 (1979年6月11日)	2004年4月 株式会社セプテーニ入社 2005年11月 メディアステック株式会社入社 2008年1月 株式会社ラック入社 2012年4月 株式会社ITプロフェッショナルグループ取締役 2012年11月 当社入社 取締役 営業部長 2017年3月 取締役 営業部長 (営業・技術管掌) 2017年8月 取締役 サイバーセキュリティ事業本部長 兼 営業部長 2020年4月 取締役 営業部長 (現任)	200,000株
<p>【取締役候補者とした理由】 石川剛氏を取締役候補者とした理由は、当社入社以来一貫して当社営業活動を統括し、その推進の中心になるとともに、幅広い立場で経営に参画してきたことから、取締役候補者としたしました。取締役再任後は引き続きその職責を担う予定であります。</p>			
3	う え は ら た か ゆ き 上 原 孝 之 (1968年5月23日)	1987年4月 株式会社リクルート入社 1990年1月 株式会社リクルートコンピュータプリント出向 1993年4月 株式会社リクルートコンピュータプリント転籍 1994年2月 株式会社ラック入社 2015年6月 当社入社 コンサルティング部長 2017年8月 CSIRTサービス本部長 兼 コンサルティング 部長 2019年6月 取締役 CSIRTサービス本部長 兼 コンサルテ ィング部長 2020年4月 取締役 コンサルティング事業部長 2024年4月 取締役 コンサルティング部長 (現任)	-
<p>【取締役候補者とした理由】 上原孝之氏を取締役候補者とした理由は、当社入社以来一貫してセキュリティコンサルティング業務の責任者として職務を遂行し、併せて技術管理及び品質向上に取り組んできたことから、引き続き取締役候補者としたしました。取締役再任後は引き続きその職責を担う予定であります。</p>			

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当社の株式数
4	つね た よう へい 經 田 洋 平 (1979年2月20日)	2001年4月 株式会社北陸銀行入行 2004年10月 日本ハウズイング株式会社入社 2015年6月 長谷川ホールディングス株式会社（現 HITOWAホールディングス株式会社）入社 2016年3月 T S P太陽株式会社入社 2017年4月 当社入社 2019年4月 経営管理部 経理担当部長 2021年7月 管理部長 2022年6月 取締役 管理部長（現任）	-
<p>【取締役候補者とした理由】 経田洋平氏を取締役候補者とした理由は、当社入社以来一貫して経理部門の業務に携わり、現在は 管理部門の責任者として職務を遂行していることから、引き続き取締役候補者といたしました。取締 役再任後は引き続きその職責を担う予定であります。</p>			
5	はん ざわ こう いち 半 澤 幸 一 (1983年11月25日)	2006年4月 株式会社ラック入社 2014年1月 当社入社 2014年12月 サイバーセキュリティ研究開発部長 2023年4月 執行役員 コアテクノロジー部長 2023年6月 取締役 コアテクノロジー部長（現任）	-
<p>【取締役候補者とした理由】 半澤幸一氏を取締役候補者とした理由は、当社入社以来一貫してセキュリティ技術部門の業務に携 わり、現在は技術及び分析部門の責任者として職務を遂行していることから、引き続き取締役候補者 といたしました。取締役再任後は引き続きその職責を担う予定であります。</p>			

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
6	星野 喬 (1984年10月27日)	2008年4月 株式会社マクニカ入社 2008年4月 マクニカネットワークス株式会社（現 株式会社マクニカ）出向 2017年7月 iSecurity Inc.取締役 2019年4月 マクニカネットワークス株式会社第2営業統括部長 2019年11月 株式会社ネットワークワールド取締役（非常勤）（現任） 2020年6月 当社取締役（現任） 2021年10月 株式会社マクニカ ネットワークスカンパニー第2営業統括部長 2022年4月 同社 ネットワークスカンパニー バイスプレジデント（現任）	—
<p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>星野喬氏を取締役候補者とした理由は、株式会社マクニカでの営業責任者として、また企業における経営等を通じて培われた豊富な経験を、当社における取締役の職務に活かしていただけると判断したものであります。</p>			

- (注) 1. 星野喬氏は株式会社マクニカの従業員であり、当社は同社との間に監視サービスの提供等の取引があります。その他の候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 三輪信雄氏の所有する当社の株式の数には、同氏の資産管理会社である株式会社BNPが保有する株式数も含めて記載しております。
3. 当社は、取締役である星野喬氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低限度額となっております。なお、同氏の再任が承認された場合には、当該責任限定契約を継続する予定であります。

第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当社の株式数
1	おお もも けん いち 大 桃 健 一 (1950年2月6日)	1973年4月 アラビア石油株式会社入社 2000年8月 株式会社シーイーシー入社 2006年2月 バイオワン株式会社取締役 2007年6月 シンバイオ製菓株式会社入社 2007年10月 株式会社シーイーシー入社 2008年2月 コニカミノルタビズコム株式会社監査役 2014年8月 日本モーゲージサービス株式会社入社 2017年6月 当社監査役（常勤） 2018年6月 当社取締役・監査等委員（常勤） 2019年12月 当社監査役（常勤） 2020年3月 株式会社トレンドExpress（現 株式会社NOVARCA）監査役（非常勤）（現任） 2022年6月 当社社外取締役・監査等委員（常勤）（現任）	—
<p>【監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】</p> <p>大桃健一氏を監査等委員である社外取締役候補者とした理由は、長年の上場企業等での業務経験から経理・財務・監査・開示等に関する豊富な識見を、当社における取締役である監査等委員の職務に活かしていただくことにより、コーポレート・ガバナンスの強化・充実に寄与することを期待できるためであります。</p>			

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
2	谷 井 亮 平 <small>たに い りょう へい</small> (1978年6月16日)	2002年1月 税理士浜平純一事務所入所 2014年1月 日本橋税理士法人H&Sパートナーズ入社 (税理士浜平純一事務所の法人化による) 2017年3月 当社監査役 (非常勤) 2018年6月 当社取締役・監査等委員 (非常勤) 2019年12月 当社監査役 (非常勤) 2022年6月 当社社外取締役・監査等委員 (非常勤) (現任) 2023年9月 巖商事株式会社入社 (現任)	-
<p>【監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】</p> <p>谷井亮平氏を監査等委員である社外取締役候補者とした理由は、税理士事務所に長年勤務しており、税務・会計に関する豊富な識見を、当社における取締役である監査等委員の職務に活かしていただくことにより、コーポレート・ガバナンスの強化・充実に寄与することを期待できるためであります。</p> <p>なお、同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で直接会社経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。</p>			

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当社の株式数
3	はやし 林 孝 重 (1952年6月4日)	1976年4月 国土総合開発株式会社入社 1985年12月 株式会社シーイーシー入社 2002年4月 同社取締役(経理部及び人事部担当) 2009年4月 同社監査役(常勤) 2011年4月 同社健康保険組合理事長 2015年9月 日本モーゲージサービス株式会社取締役・監査等委員(現任) 2022年6月 当社社外取締役・監査等委員(非常勤)(現任)	—
<p>【監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】</p> <p>林孝重氏を監査等委員である社外取締役候補者とした理由は、長年の上場企業等における経理、人事労務の責任者としての業務及び取締役、監査役としての経営等を通じて培われた豊富な経験と識見を、当社における取締役である監査等委員の職務に活かしていただくことにより、コーポレート・ガバナンスの強化・充実に寄与することを期待できるためであります。</p>			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 大桃健一氏、谷井亮平氏及び林孝重氏は、社外取締役候補者であります。
3. 大桃健一氏、谷井亮平氏及び林孝重氏は現在、当社の監査等委員である取締役であります。その在任期間は本総会終結の時をもって2年となります。なお、大桃健一氏及び谷井亮平氏は、過去に当社の業務執行者でない役員(監査役)であったことがあります。
4. 当社は、大桃健一氏、谷井亮平氏及び林孝重氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低限度額となっております。3氏の再任が承認された場合は、3氏の間で当該責任限定契約を継続する予定であります。
5. 当社は、大桃健一氏、谷井亮平氏及び林孝重氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ており、3氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。

以 上

定時株主総会会場ご案内図

会場	新橋プレイス 3階 AP新橋 Room A 東京都港区新橋一丁目12番9号
----	--

交通	J R 線	新 橋 駅	銀座口	徒歩約1分
	地下鉄	浅 草 線 新 橋 駅	A2出口	徒歩約2分
	地下鉄	銀 座 線 新 橋 駅	5番出口	すぐ
	新交通	ゆりかもめ新橋駅		徒歩約3分
	地下鉄	大 江 戸 線 汐 留 駅		徒歩約10分



※駐車場の用意はいたしておりませんので、お車での来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

※株主総会にご出席の皆様へのお土産のご用意はございません。